

1246

(裁決) 行決 覽回 後		運 帶		決行 指定	局 長	決裁 指定	永 久	保 存 期 限
長(部)局		長(部)局						
				大 臣		件 名		受 領 番 號
				委 員		兵 器 返 納 件		1001 元應(課名)
				官 次	官 次			
長 課		長 課		長局務主		官副級高		官與參
		軍 兵		長課務主		官房主計		書記官
		務 事		員課務主		主務副官		
				房官臣大		課局務主		
				了結		出 発		
				昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		
				昭和 年 三月 九日		昭和 年 三月 六日		
						陸軍省 第六二號		

政務官 同付(決行前)

(決行後)

審 査
書記官

陸軍省 17.3.-2
軍事課

陸軍省 17.3.8

陸軍省 副官ヨリ教育總監部總務部長へ通牒
 陸軍重砲兵學校保管兵器中左記ノ通陸軍兵器廠・返納方
 取計ハレ度依命通牒ス

左記

九寸式十五種加農

移動砲兵

陸軍密第六九七號

陸軍省第七年三月六日

陸軍兵器受領ノ件

副官ヨリ陸軍兵器本部次長へ通牒

陸軍重砲兵學校保管兵器中左記ノ通返納セシメラルルニ付受領
 セラレ度依命通牒ス

左記

九寸式十五種加農

移動砲兵

陸軍密第六九七號

陸軍省第七年三月六日